

徳島県公安委員会告示第十号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定に基づき、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

株式会社 三加茂自動車学校	運転免許取得者等教育 を行う者の名称
三加茂自動車学校	運転免許取得者等教育 に使用する施設の名称
代表者の氏名	変更事項
伊原 好秋	変更前
笹山 正彦	変更後
令和六年九月一日	内容 変更年月日